

令和3年度第1回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

医療法施行規則第十五条4に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者等の業務の状況について、オンラインで管理者等から説明聴取により監査を実施しました。

実施日時:令和3年10月8日(金)10時00分~12時00分

出席者:原田病院長、井上副病院長/医療安全管理責任者、谷口医療安全管理部長/医師 GRM、
南医療機器安全管理責任者、藤井医療放射線安全管理責任者、島田医薬品安全管理責任者、金田
薬剤師 GRM、吉持看護師 GRM、米山副看護師長、宮田事務部長、木村医療支援課長、医療支援課職
員2名

2. 監査の結果

(1)医療安全管理部門の活動状況報告について

医療安全に係る各種の委員会とそれらに関連したチーム会等の開催状況、活動状況等について説明を受けました。

クオリティ審査専門委員会の構成員及び対象となる事例について確認しました。また転棟転落予防チームの構成員についても確認しました。各委員会等が機能的に役割を果たしていると考えます。

(2)令和2年度インシデント分析結果報告について

令和2年度のインシデント分析結果報告について説明を受けました。インシデント事例についての関係者の認識の共通化、インシデントレポートにおける合併症報告、及び配薬カートのリットについて確認しました。また、眩暈による転棟転落の絶対数が増えているわけではないが、予測できない眩暈については対応が難しい状況であることも確認しました。今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。

(3)向精神薬などの厳重な管理を要する薬剤の管理方法に関して

向精神薬などの厳重な管理を要する薬剤の管理方法について説明を受けました。病棟における向精神薬等の確認、払出しの状況、残液の返却方法等について確認しました。薬剤管理においては性悪説に立って対応していくことが必要であると考えます。今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。

(4)病理報告書、放射線画像レポートの運用方法に関して

病理報告書、放射線画像レポートの運用方法について説明を受けました。放射線画像確認システムにおける未記載の定義、確認メールの自動送信等について確認しました。放射線画像の確認はできるだけ早いチェックと二重三重のチェックが必要であると考えます。また、放射線画像レポートにおける予期せぬ所見等については視認性を良くする(赤字記載)等の工夫をしていくことも良いのではないかと考えます。今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。

(5)説明と同意の実施状況に関して

病院の説明と同意の実施状況について説明を受けました。合併症が発生した場合の医療費、想定外の合併症が発生した場合の対応、及び看護師の同席率について確認しました。インフォームド・コンセントにおいては、患者の

反応を見ながら進めていくこと、カルテに具体的に書き込むことが重要であると考えます。今後も引き続き対応をお願いいたします。

3. 総括

前回の監査以降の鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況について病院長等に報告を求め、その状況を確認しました。今回、前年度のインシデント分析結果、薬剤管理、病理報告書及び放射線画像レポート、インフォームド・コンセントを中心に監査を実施し、おおむね適切な対応がなされていると判断しました。

今後もより一層、安全管理業務に努めていただき、地域医療の最後の砦として高度かつ安心安全な医療を実施されることを期待します。

令和3年11月8日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 福田 誠司

委員 中村 寿夫

委員 前田 純子